

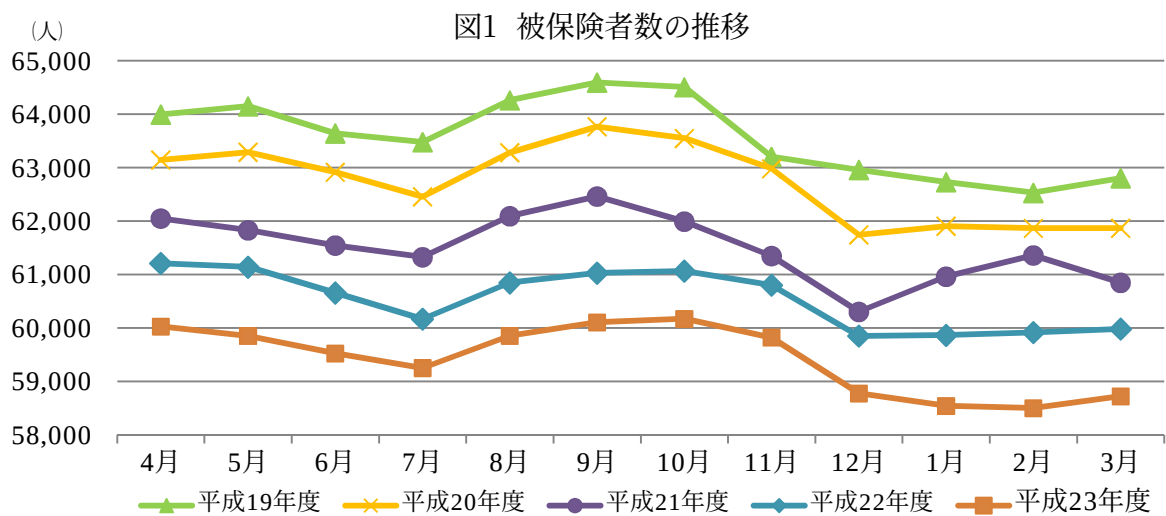
船員保険月報（概要）（平成 24 年 3 月）

1. 加入者等の状況

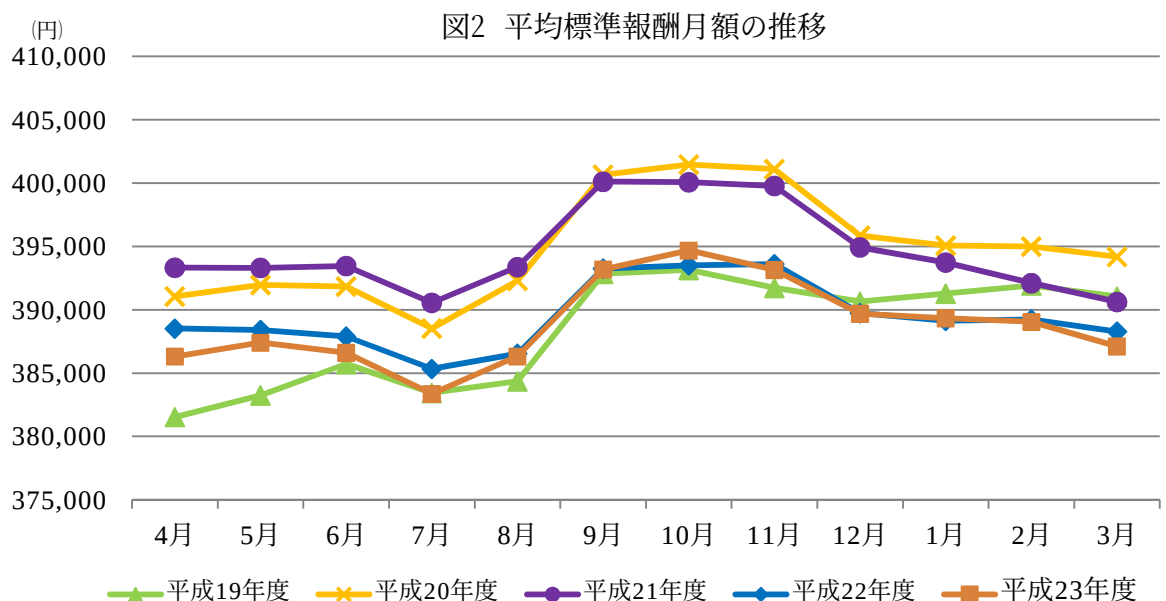
平成 24 年 3 月末現在の加入者数は約 13 万 2 千人（対前年同月比▲3.0%）であり、被保険者数は約 5 万 9 千人（同▲2.1%）、被扶養者数は約 7 万 3 千人（同▲3.8%）となっています（扶養率は 1.256）。

被保険者数のうち、疾病任意継続被保険者数は約 4 千人（同▲6.6%）で被保険者全体の 6.0%となっています。

また、平成 24 年 3 月末現在の船舶所有者数は約 6 千人（同▲1.3%）となっています。



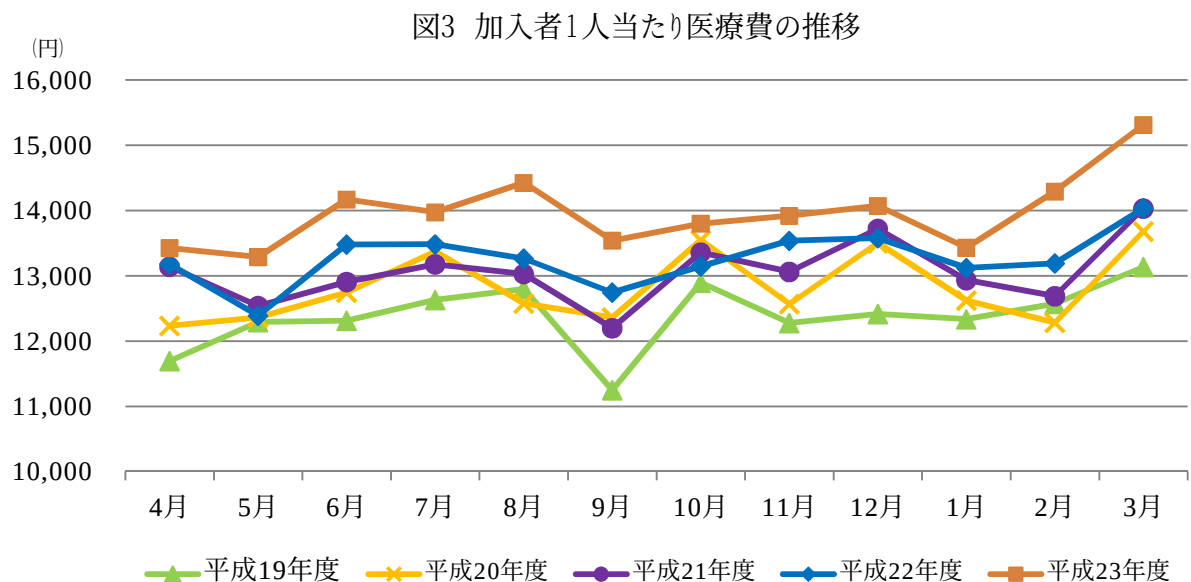
平成 24 年 3 月末現在の被保険者 1 人当たりの平均標準報酬月額は 387,114 円（同▲0.3%）となっています。



2. 医療費の状況

平成 24 年 3 月の加入者 1 人当たり医療費は 15,314 円（対前年同月比 9.1%）となっており、うち、入院が 4,600 円（同 10.3%）、入院外（調剤分を含む。以下同じ。）が 8,826 円（同 8.5%）となっています。

加入者 1 人当たり医療費を三要素に分解してみると、入院では、受診率（加入者 1,000 人当たり件数）が 10.46 件（同 7.5%）、1 件当たり日数が 12.00 日（同▲3.2%）、1 日当たり医療費が 36,620 円（同 6.0%）となっており、入院外では、受診率（加入者 1,000 人当たり件数）が 502.60 件（同 6.2%）、1 件当たり日数が 1.56 日（同▲0.4%）、1 日当たり医療費が 11,239 円（同 2.6%）となっています。



（注 1） 職務外の事由による疾病、負傷に関して保険給付が行われた医療費（下船後の療養補償を除く）を対象としている。

（注 2） 「下船後の療養補償」とは、乗船中の職務外の傷病について、3 ヶ月の範囲で船舶所有者負担の保険料で 10 割給付を行う保険給付である。

（注 3） 平成 23 年 3 月分以降については、東日本大震災による被災により、通常の診療報酬等の請求が困難であった保険医療機関等からの概算請求分に係る船員保険支払分及び保険者が特定できない診療報酬等に係る船員保険支払分の医療費は含まれていない。

（注 4） 1 人当たり医療費とは医療費の水準を考える場合の指標であり、次の式により求められる。

$$\text{1人当たり医療費} = \text{医療費総額} \div \text{人数}$$

また、1 人当たり医療費は、次式のように、1,000 人当たり件数（医療費に係る場合を「受診率」という。）、1 件当たり日数、1 日当たり医療費の三要素に分解することができ、1 人当たり医療費の変動を分析する際に三要素ごとの変動をみることが有効となる。

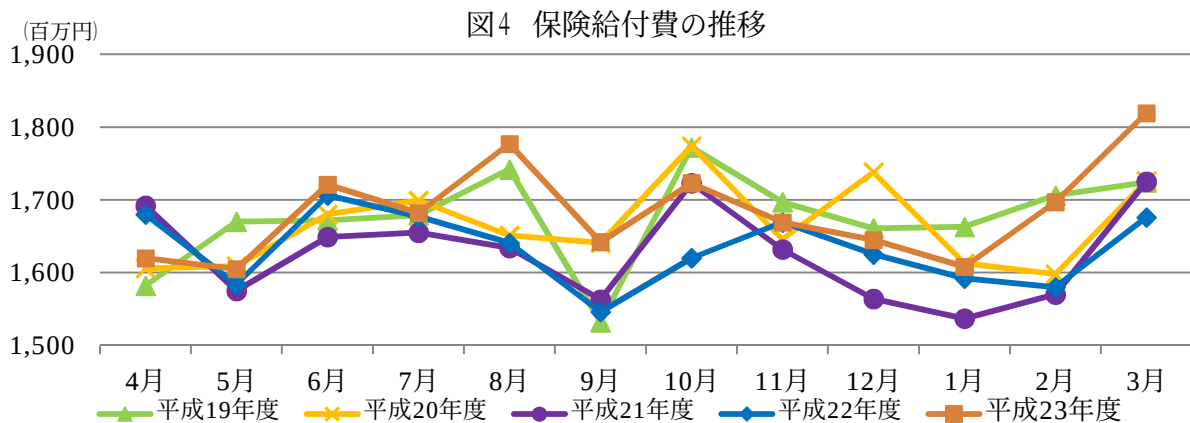
$$\text{1人当たり医療費} = (\text{受診率} \div 1,000) \times \text{1件当たり日数} \times \text{1日当たり医療費}$$

3. 保険給付の状況

(1) 疾病給付

平成 24 年 3 月の保険給付費は 1,819 百万円（対前年同月比 8.5%）であり、うち、医療給付費は 1,610 百万円（同 9.6%）、その他の現金給付費は 209 百万円（同 1.3%）となっています。

その他の現金給付費の主なものは、傷病手当金が 148 百万円、出産育児一時金が 37 百万円となっています。



（注1） 職務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産に関して行われた保険給付（下船後の療養補償を除く）を対象としている。

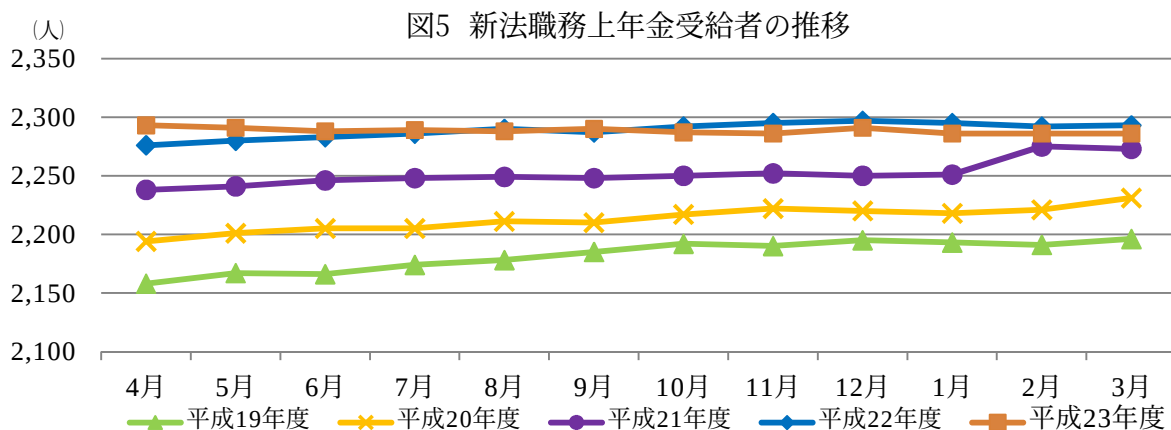
（注2） 平成 23 年 3 月分以降については、東日本大震災による被災により、通常の診療報酬等の請求が困難であった保険医療機関等からの概算請求分に係る船員保険支払分及び保険者が特定できない診療報酬等に係る船員保険支払分は含まれていない。

(2) 職務上年金給付

平成 24 年 3 月末現在の協会が支給する新法職務上年金の受給者数は 2,286 人であり、うち障害年金受給者数は 513 人、遺族年金受給者数は 1,773 人となっています。

新法職務上年金受給者の年金総額は 4,585 百万円であり、うち障害年金受給者の年金総額は 1,105 百万円、遺族年金受給者の年金総額は 3,479 百万円となっています。

また、障害年金受給者の平均年金月額が 179,569 円、遺族年金受給者の平均年金月額は 163,527 円となっています。

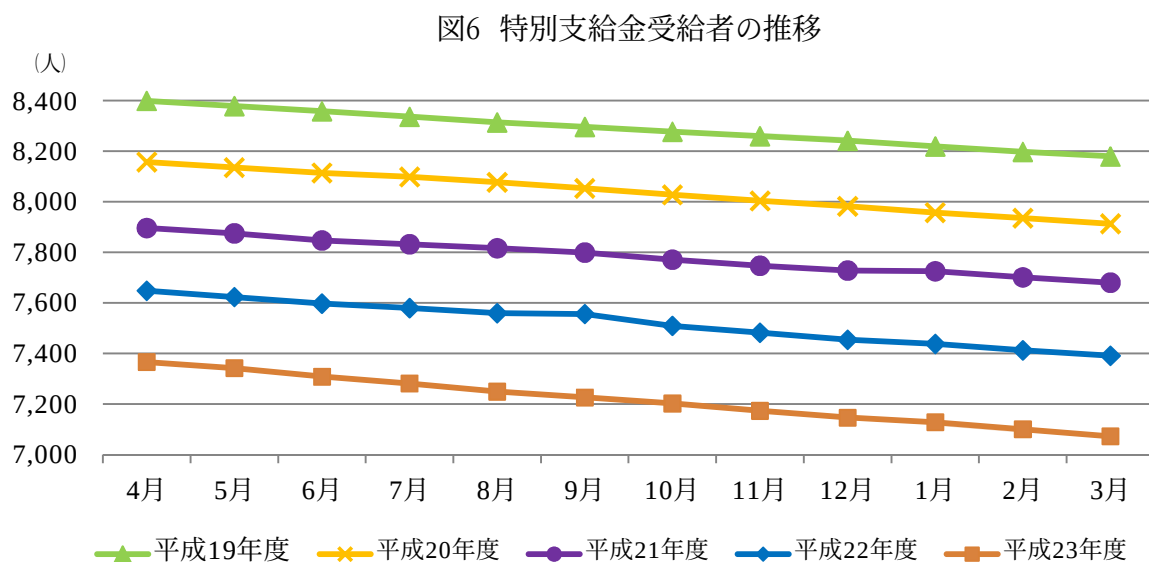


(注1) 「新法」とは、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）（平成22年1月1日施行）による改正前の船員保険法をいう。

(注2) 「新法職務上年金」とは、新法に基づく職務上年金をいう。平成22年1月以降は、職務上年金は一般制度（労働者災害補償保険）に統合されているが、平成21年12月以前に発生した保険事故（職務上のケガや死亡）による新法職務上年金については、経過措置として全国健康保険協会が支給することとされている。

(3) その他

旧法職務上年金の受給者に対して協会が支給する特別支給金の平成24年3月末現在の受給者数は7,072人であり、うち障害年金受給者数は996人、遺族年金受給者数は6,076人となっています。



(注1) 「旧法」とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）（昭和61年4月1日施行）による改正前の船員保険法をいう。

(注2) 「旧法職務上年金」とは、旧法に基づく職務上年金をいう。経過措置により平成22年1月以降は、旧法職務上年金（障害年金及び遺族年金）は日本年金機構が支給し、旧法職務上年金の受給者に対する特別支給金は全国健康保険協会が支給する。